法規的告示

○金融庁告示第六十五号

株式会社三菱ＵＦＪ銀行が令和七年一月三十一日付けでａｕじぶん銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社三菱ＵＦＪ銀行に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第六十六号

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが令和七年一月三十一日付けでａｕじぶん銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループに対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

金融庁長官　伊藤　豊

その他告示

○総務省告示第二百五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州（ブリスベン）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月七日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百六号

福井地方法務局小浜支局に備えてあった福井県小浜市下田一五号大河原二六番一の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、令和七年七月四日から令和七年十月四日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

令和七年七月四日

法務大臣　鈴木　馨祐

○外務省告示第二百五十八号

平成三十年六月二十七日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年四月九日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった原油輸出施設復旧計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五十九号

令和六年六月二十六日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年四月九日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった原油輸出施設復旧計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和三年六月二十九日付けの口上書により令和六年六月三十日まで延長された。）がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和十一年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十号

令和七年三月七日にビエンチャンで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がメコン河委員会との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　メコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億二千五百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
メコン河委員会側　ブサディー・サンティピタクス事務局長

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十一号

令和七年五月十六日にカトマンズで、ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する令和五年十月五日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十八億六千九百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤヤ財務省次官

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十二号

令和七年六月五日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣代行

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十三号

令和七年三月二十五日にプノンペンで、プンプレック上水道拡張計画のための贈与に関する令和四年十一月十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「五十二億千百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十四号

令和七年三月二十五日にプノンペンで、全国電子基準点網整備計画のための贈与に関する令和五年十月二十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十九億三千八百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅